

指定校変更に係る取り扱い基準表（令和7年9月30日施行）

許可対象項目		許可期間	必要書類等〔留意事項〕
1	市内転居によるもの	学年末までの期間 ただし、小学校第5学年 第6学年及び中学校第 2学年第3学年は卒業 まで	
2	新学期当初における市内 転居によるもの （前向き就学※①）	入居するまで	入居日等を確認できる書類 〔当該校区への転居が確定していること〕
3	家屋の新築・増改築に伴う 仮住まいからの通学	家屋の工事が完了し 入居するまで	入居日等を確認できる書類 （請負契約書等写し）
4	同一学年中に再転校にお よぶもの	入居するまで	再転校となる事由を証する書類を添付 （写し可）
5	事情により住民票のみ異 動した場合	住民登録した住所に 入居するまで	校長の居住確認（又は地区民生委員の居住に関す る証明書）
6	両親共働き（入院・看病） 等により勤務地、親戚から の通学	必要とする期間	校長所見又は医師の診断書（写し可）、就労を証明 する書類 〔両親共働きの場合は、小学校在学中に限る〕
7	病院内学級入級によるも の	退級するまで	病院内学級入級願及び校長所見
8	いじめ等によるもの	卒業まで	校長所見〔学校での指導にもかかわらず解消見込 のないもの〕
9	不登校児童又は生徒の再 登校に資するためのもの	卒業まで	校長所見〔学校での指導にもかかわらず解消見込 のないもの〕
10	学校の規模と配置の適正 化に伴うもの	卒業まで	〔枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する 規程が改正されたことにより指定校が変更となっ た区域に居住していること。改正前の指定校にの み変更を許可する。ただし、改正後12年を経過す るまでとする。施行日前の前向き就学※②も可と する。 なお、樟葉南小学校の学校規模等の適正化に係 る「通学区域に関する規程」の改正により、指定 校が変更となった区域に居住している場合は、楠 葉中学校または招提北中学校への変更を許可す る。〕 〔また、樟葉小学校の通学区域に居住することによ って、令和6（2024）年度から令和11（2029） 年度に同校に在籍することとなる児童について は、同校のゆとりある学習環境を整えるため、令 和6（2024）年度以降に樟葉北小学校への変更を 認めるものとする。なお、申請期間は通知日から 通知日の属する年度の11月末までとする。〕
11	通学区域と自治会組織が 異なる場合	卒業まで	〔学校規模等の適正化に影響を及ぼす可能性があ る場合は除く（「枚方市学校規模等適正化審議会」 答申）〕
12	その他（教育的配慮を要す るもの）	必要とする期間	校長所見・関係機関の証明等

※①：転居先校区の学校へ転居前に就学すること

※②：通学区域に関する規程の改正で施行日以降に指定校となる学校へ施行日前に就学すること

※ 指定校変更に当たり、上記以外の書類提出を求めることがあります。

※ 中学校入学時の通学区域制度の弾力的運用による指定校変更は除きます。

※ 上記許可基準に該当する場合であっても、通学上の安全面や精神的及び身体的負担なども考慮する必要があるため、全てを許可することにはなりません。